

グループホームそよかぜタンポポの家
認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活の事業は、要介護者（要支援2、要介護1～5）であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の特性を踏まえ、妥当適切に行う。

2 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

3 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

4 共同生活住居における介護従事者は、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、当該利用者又はその他の利用者等の生命又は身体を保護するため

緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 6 年に1回以上、自己評価及び外部評価を実施し、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の改善を図るものとする。
- 7 2ヶ月に1回以上、運営推進会議を開催し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームそよかぜタンポポの家
- (2) 所在地 静岡市葵区上伝馬32-11

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設の従業者として、職種及び員数を次のとおり確保する。

- (1) 管理者 1名

この事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を画一的に行う。

- (2) 計画作成担当者 1名

認知症対応型共同生活介護計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

- (3) 介護従事者 7名以上

介護従事者は、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日は1年間365日(無休)とし、24時間営業とする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、9人とする。

- 2 事業所は、利用定員を超えて利用させてはならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、指定認知症対応型共同生活介護または利用者本人等の作成した施設サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし施設サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち当社と利用者等との相談（確認）によって選定し、サービスを行うものとする。

(1) 身体の介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア. 排泄の介助

イ. 移動、移乗の介助

(2) 入浴に関すること

必要な入浴サービスを提供する。

ア. 衣類着脱の介助

イ. 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ. その他必要な入浴の介助

(3) 食事に関すること

必要な食事サービスを提供する。

ア. 準備、後始末の介助

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他必要な食事の介助

(4) アクティビティ・サービスに関すること

ア. レクリエーション

イ. グループワーク

ウ. 行事的活動

エ. 体操

オ. 機能訓練

カ. 休養（養護）

(5) 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作訓練の相談、助言
- イ. 日常生活自助具の利用方法の相談、助言
- ウ. 住宅改良に関する相談、助言
- エ. その他必要な相談、助言

(指定認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型生活介護の利用料等及び支払いの方法)

第8条 指定認知症対応型生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者の負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護にかかる食材料費については、次の額を徴収する。

(1) 朝食代	400円
(2) 昼食代	700円
(3) おやつ代	120円
(4) 夕食代	700円

3 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護にかかるおむつ代については、別途実費にて徴収する。

4 その他利用者の希望による教養、娯楽にかかる諸経費については、別途徴収するものとする。

5 第1項から第4項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(事業実施対象者)

第9条 通常の事業実施対象は、静岡市の被保険者とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次の事項について留意するものとする。

(1) サービス利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(2) 食事サービスを利用する際の留意事項

食物アレルギー等がある場合は事前に職員に連絡し、不適切なサービス提供を受けることのないように留意する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護従業者等は、指定認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(指定認知症対応共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の利用契約)

第13条 当社は、指定認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族に対して認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者またはその家族と利用契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとするが、利用契約の締結前の事故に関しては責任を負えないものとする。

(衛生管理及び介護従業者等の健康管理等)

第14条 事業所は、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症共同生活介護に使用する設備及び備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康

診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第15条 認知症型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、認知症対応型共同生活介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護従業者との雇用契約の内容とする。

(個別援助計画書の作成等)

第16条 事業所は、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者、家族に説明する。

- 2 事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第17条 認知症対応型共同生活介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録をサービス提供記録に記載するものとする。

(虐待防止)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。また措置を適切に実施するため担当者を配置する。

(苦情処理)

第19条 管理者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を1名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者

及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第20条 当社は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回 職員内部研修、職員外部研修

2 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを掲示するものとする。

3 事業者は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定記録、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。

4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、当社が定めるものとする。

(付則) この規程は、平成27年 5月 1日から施行する。

平成27年 7月 1日から施行する。

令和2年 10月 1日から施行する。

令和5年 4月 1日から施行する。

令和5年 7月 1日から施行する。

令和6年 10月 1日から施行する。

令和7年 5月 1日から施行する。